

平成二十八年度

博士（文学）学位請求論文

内容及び審査の要旨

大平 和典

日本後紀の研究

本論文は、序論及び全九章からなる第一部・第二部より構成される。はじめにその目次を示せば、左の通りである。

序論

第一部

第一章 『日本後紀』の諸本をめぐる問題

第二章 『日本後紀』の編纂と藤原緒嗣

第三章 『日本後紀』の桓武天皇紀

第四章 『日本後紀』における平城上皇をめぐる叙述—薬子の変を中心として—

第二部

第五章 二十巻本『日本後紀』の基礎的検討

第六章 『類聚日本紀』の基礎的検討

第七章 二十巻本『日本後紀』の編纂と流布をめぐって

第八章 尾張藩二代藩主徳川光友の学と堀杏庵門下

附一 徳川光友の詠歌拾穂

附二 翻刻・『顧貞先生年譜』(『汲古』第一号所収)

第九章 『日本逸史』延暦十三年十二月庚辰是日条考——賀茂社行幸初見記事の出典をめぐつて—

結論

序論では、六国史研究の現況とその問題点を指摘する。特に六国史のなかで研究が進んでいる『日本書紀』『続日本紀』の研究が「史料批判」の名の下にその虚構性を暴き、記事を虚実に切り分けるという研究姿勢が顕著であるが、このような研究方法は見直されるべきであり、勅撰の国史編纂を史実・歴史的評価の確定と位置付け、そこに意図的な積極的偽造を認めないとする立場を支持し、自らの研究視角を明らかにする。また『日本後紀』が全四十巻のうち十巻しか現存していないことにより、伝本・諸本の調査や散逸した『日本後紀』復原研究の足跡などの基礎的研究が重要であることを再確認し、本研究の意義を示す。

第一部は、序論で述べた問題意識をもとに、『日本後紀』の諸本、編纂と特色における藤原緒嗣の影響、桓武天皇兄弟相承遺勅説に対する批判的検討、「薬子の変」の正体が平城上皇にあつたとする新説の成立し難いこと等に言及した四章より成る。

第二部は、尾張藩による『類聚日本紀』編纂の出典史料と二十巻本『日本後紀』の成立、近世期の林家・尾張・水戸藩における『日本後紀』探究の動向及び二十巻本『日本後紀』と同内容の三種の『日本後紀纂』の紹介、『類聚日本紀』と『類聚

日本後紀』の関係、尾張藩二代藩主徳川光友期の尾張藩学の実態及び光友の和歌の拾遺、尾張藩学における堀杏庵の貢献とその年譜、桓武天皇の賀茂行幸に関する『日本逸史』延暦十三年十二月庚申是日条の出典を二十巻本『日本後紀』に求めた五章より成る。

以下、各章の要点を摘要しながら論評を加えることとする。

第一部は、四章で構成される。第一章「『日本後紀』の諸本をめぐる問題」は、『日本後紀』の諸本に関して、近年の研究成果を参照しつつ、主な写本（三条西家本・柳原本）・版本（塙本・本朝六国史本）などについて、概観したものである。著者は、『日本後紀』の写本系統について、

（伏見宮本）→三条西家本→柳原本→塙本

であることを確認しつつ、三条西家本と塙本の異同、またそれらと柳原本との異同箇所を検出し、それらを比較対照できるような一覧表に整理している。その結果、『日本後紀』の校訂本作成にあたっては、「新訂増補国史大系本を底本としたほうが、先行研究を重視する立場からも、妥当のように思われる」と結論づけている。著者の提言は、地道な作業の積み重ねから導かれたもので、説得力がある。ただ、著者の一覧表によるかぎり、新訂増補国史大系本の校訂は塙本と大差ないから、その限りにおいてはいずれを底本とすべきかは決定打に乏しい憾みがある。しかし塙本の用字採録基準が不統一であることや

稻山行教による書写上の問題もあり、同本の用字採用には注意を要するとする指摘を尊重すれば、現行最善の校訂本を底本とすべきではないかという著者の見解は、一応首肯せられよう。

第二章「『日本後紀』の編纂と藤原緒嗣」では、『日本後紀』編纂過程における藤原緒嗣の役割について検討する。この点については、完成までの二十一年間、終始一貫して撰者の任にあつた緒嗣が実質的に編纂を主導し、その個性が『日本後紀』にも反映しているとみるのが通説であつた。しかし、著者は、「『日本後紀』の特色はひとり緒嗣の個性によるものではないとする見解を一步進め、緒嗣は淳和天皇朝に至つて間もないうちに編纂に携わることが困難になつたと考え」る。緒嗣の経歴について詳しく検討し、度重なる辞表は儀礼的なものとは思われず、国史編纂への関与も淳和・仁明天皇朝においては名目的なものであつたと推測した点は、著者の新見解である。ただ、いっぽうで、つねに編纂をリードした緒嗣の編纂方針がまったく『日本後紀』に反映されていないとも不自然と思われる。特に薨卒伝にみられる特色は緒嗣でなければ何人の手になるものか、今後さらに具体的な内容に踏み込んだ研究の深化が期待されるところである。

第三章「『日本後紀』の桓武天皇紀」では、『日本後紀』桓武天皇紀のあらましをたどった上で、桓武天皇が三皇子の兄弟相承を遺勅されたとする説を批判したものである。桓武天皇はむしろ兄弟相承の危険性を承知していたこと、とくに、この「遺勅」の根本史料となる『東宝記』の記事は疑わしいとするのが、著者の主張である。著者の述べるところは穩当であり、

論旨としては春名宏昭氏の研究を支持し補強したものである。なお和氣清麻呂薨伝に和氣氏側の論理が取り入れられているとみる説に対しても疑問を呈し、今後の検討課題とする。

第四章「『日本後紀』における平城上皇に対する叙述—薬子の変を中心として—」では、「薬子の変」の首謀者の問題を取り上げる。著者は、『日本後紀』における天皇に対する批判的な文言について悉皆検討し、その結果、『日本後紀』叙述の立場としては、平城上皇を非難すること自体に躊躇はなかつた」と判断する。このことから、著者は、『日本後紀』が薬子の変を叙述するにあたつて平城上皇の責を問うていなくては重要であるとする。そして、変の首謀者についても、『日本後紀』を素直に解釈すべきで、やはり、薬子がリードしたとみている。近年、変の首謀者を平城上皇とみる考えが定着しつつあるなかで、これに反論を加えた著者の見解は注目される。ただ、大同改元非礼論などをそのまま薬子の変について考える場合にも当てはめることが可能かは判断がむずかしく、この点については、ちがう視点から論証を固めていく必要があろう。

第二部は、第五章から第九章で構成され、近世における『日本後紀』の博搜とその復元事業の軌跡を丹念に辿る。

第五章「二十巻本『日本後紀』の基礎的検討」は、伝存している二十巻本『日本後紀』について考察を加える。二十巻本『日本後紀』が、尾張藩の初代藩主である徳川義直の命で、尾張藩において編纂された『類聚日本紀』の中の『日本後紀』該当記事と同一内容であることより、『類聚日本紀』の『日本後紀』該当記事が、二十巻本『日本後紀』として独立して流布

したと指摘する。

第六章「『類聚日本紀』の基礎的検討」は、尾張藩の修史事業である『類聚日本紀』の出典研究。『類聚日本紀』における『日本書紀』・『続日本紀』・『日本後紀』・『続日本後紀』・『文徳実録』・『三代実録』の各該当部分記事について、出典を掲げ、さらに尾張藩蔵書目録と対比し、編纂に利用された書籍を限定している。また、『類聚日本紀』編纂のために厳密な本文校訂がおこなわれている事も確認している。尾張藩の『類聚日本紀』編纂過程・方針を明らかにしたことは評価される。なお、『類聚日本紀』の出典表として、『日本紀略』・『類聚国史』からの引用は、続紀(5)・後紀(0)・続後紀(68)・文実(0)・三実(164)とするが(一〇三頁表3)、一〇八頁では文徳実録該当記事には『日本紀略』・『類聚国史』からの引用があるとしているのは、やや不審である。

第七章「二十巻本『日本後紀』の編纂と流布をめぐつて」は、近世初頭の幕府林家・水戸藩・尾張藩における『日本後紀』の博搜・復元事業の実態を紹介する。二十巻本『日本後紀』の編纂と流布については、尾張藩において、まず、『類聚日本後紀』が編纂され、同本が『類聚日本紀』の編纂材料となるとともに、同本が独立して二十巻本『日本後紀』として一般に流布したと推定する。

第八章「尾張藩二代藩主徳川光友の学と堀杏庵門下」は、初代藩主義直・二代藩主光友の時代を中心として、尾張藩にお

ける修史事業とその推移を述べる。堀杏庵は、藤原惺窩の門弟で、初代藩主義直の召しにより尾張藩に仕え、『類聚日本紀』以下の国史編纂事業の中心的役割を果たした。尾張藩における国史・神道研究は、初代義直の時が最盛期で、その後は二代光友の性質もあり、次第に衰微していくこととなる。そのために、『類聚日本紀』に関する資料が尾張藩から失われていったのであろうと推定している。

附一「徳川光友の詠歌拾穂」は、従来知られていた尾張藩二代藩主光友の和歌八十七首に、拾遺五首を加え、その異同も記す。できれば、詠歌の分析より、光友の人柄についての言及がほしいところである。

附二「頤貞先生年譜」は、『汲古』『名古屋市史史料』記載の堀杏庵年譜を再翻刻したもの。現在入手し難い資料であるので、堀杏庵研究の基礎資料となるが、堀杏庵研究に資するとするならば、再翻刻だけではなく、新資料も含めての詳年譜作成を期待したい。

第九章「『日本逸史』延暦十三年十一月庚申是日条考」は、桓武天皇の賀茂社行幸記事である、『日本逸史』延暦十三年十二月庚申条「是日、幸賀茂社「日本記略」」について考察する。『日本逸史』は当該条の出典を、「日本記略」とするが、現行本『日本紀略』には該当記事は見えない。但し、『類聚日本紀』（及び二十巻本日本後紀）には同一記事がある。このことから、『日本逸史』当該条は、尾張藩の『類聚日本紀』（及び二十巻本日本後紀）によつたものと考定し、『日本逸史』が出典を

誤つて「日本記略」としたのであろうとする。蓋然性のある推論と思われるが、では、『類聚日本紀』（及び二十巻本日本後紀）延暦十三年十二月庚申条（桓武天皇の賀茂社行幸記事）は何に依拠したのかという問題が残る。それは不詳であるが、第五章において『水鏡』と同系統の史料に拠っているのではないかと推測している。

最後に「結語」において、全九章各論の要約を記し、末尾に初出一覧（初掲誌・発行年月）を付記する。

以上、本論文は、『日本後紀』の史料的特色を明らかにすることに主眼をおいた第一部と、近世期における『日本後紀』復元の成果の一つである二十巻本『日本後紀』の成立・編纂材料・流布といったテクストとしての基礎的問題を明らかにしようとした第二部からなる。各論の論評はそれぞれの内容に従つて言及したので、ここに重複することは避けたい。全体として綿密な調査と手堅い考証が行き届いており、先行研究に対する評価も穩当である。特に第一部の第二章～第四章の三篇は、著者が抱く勅撰国史觀を実証しようとした意欲作であり、その考証は完結したものとは言いがたい点を残しているが、学界の通説的見解に対する試論として、また新たな研究段階に入った六国史研究への提言として、その意義少なしとしない。今後さらに自らの研究視角から個別実証を積み重ねるとともに、視野を広げていくことが求められよう。第二部において『日本後紀』の復元研究の足跡を丹念に辿り、尾張藩の『類聚日本紀』編纂・方針や二十巻本『日本後紀』の成立を明らかにしたことは、著者の新研究として高く評価されるし、その調査の過程で得られた副産物ともいすべき小品も貴重である。ただ

本論文をもつて「日本後紀の研究」と題するにはやや物足りなさを禁じ得ない。『日本後紀』の内容そのものに対するさらなる研究の深化と、研究方法や個別課題設定への独創性を開拓することを望蜀する。

以上、審査の結果、本論文は、博士（文学）の学位授与の水準に達しているものと認められる。

学位請求論文最終試験報告書

大平和典

右の者について、学位請求論文に関する審査及び最終試験を行い、その結果審査に合格したものであることを認める。

平成二十九年三月三日

審査委員　主査　清水　潔

(本学教授)



副査

莉木

美行



(本学教授)

副査

加茂

正典



(本学教授)